

小値賀町議会告示第1号

小値賀町議会通年議会の試行に関する実施要綱

地方分権の進展に伴い、二元代表制としての議会・議員の役割がますます重要になり、その真価が問われている。

町民が町長と議員を直接選挙で選ぶという二元代表制の下、議会として有する基本的な役割に加え、監視・評価機能、政策立案機能の強化を図るためには、これまでの行政慣例等を見直して、真に町民を基本とした考えに立ったさまざまな事項の改革が必要となる。

このような状況下で、小値賀町議会は、①行動する議会、②町民とともにある議会、③政策を提案する議会を基本方針とし、多方面で議会改革に努めている。この議会改革の具体的な取り組みの一つとして、通年議会の導入の是非を検討するにあたり、通年議会の試行的に実施することにする。そのために本要綱を制定するものである。

(趣旨)

第1条 この要綱は、会期に活動が制限されていた議会活動の幅を広げるために、そして議会の監視機能の更なる充実・強化を図り、議会が主導的・機動的に活動できるよう会期を通年とすることの試行に関して必要な事項を定める。

(定例会の開催回数)

第2条 平成26年の定例会を、すでに終了した3月定例会と通年議会を試行する6月定例会の2回とする。

(会期)

第3条 平成26年に試行する通年議会の会期は、平成26年6月から同年12月までの間を一会期として議会の議決で定める。

(6月以降の本会議)

第4条 本会議は、6月に開会し、9月、12月に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、本会議を議長が再開する。

2 町長から議案等を示し、再開の請求があったときは、請求があった翌日から7日以内に本会議を開かなければならない。

(6月以降の本会議の呼称)

第5条 定例会における本会議の呼称は、平成26年小値賀町議会第2回定例会とし、9月、12月は、平成26年小値賀町議会第2回定例会〇月会議（以

下「定例月会議」という。)とする。従来の臨時会を開く場合の本会議は、平成26年小値賀町議会〇月会議とする。但し、同一の月内に2回以上開催の場合は、2回目以降の本会議の呼称は、平成26年小値賀町議会〇月第〇回会議とする。

(定例月会議の開催の協議)

第6条 定例月会議の本会議の開催日は、町長と議会が協議して定める。

(議案番号)

第7条 議員または、委員会提出の議案、意見書案及び決議案等は、暦年ごとの一連の番号をつけるものとする。

2 町長提出の議案は、暦年ごとの一連の番号を付けるものとする。

(議事日程の作成)

第8条 議事日程は、定例月会議及び本会議を再開する期間ごとに一連の番号を付けるものとする。

(理事者の出席)

第9条 議会が提出する議案の審議のみを行う本会議には、原則理事者の出席を求めない。

2 前項の本会議以外においても、議会が提案する議案の審議中は、原則理事者の出席を求めない。

(一般質問)

第10条 一般質問は、6月、及び9月、12月の定例月会議において行う。

(一事不再議)

第11条 小値賀町議会会議規則第15条に規定する一事不再議は、審議期間の異なる本会議の都度、事情変更の原則を適用するものとする。

(会議録)

第12条 会議録は、審議期間の異なる本会議ごとに調製するものとする。

(会議録署名議員)

第13条 会議録署名議員は、定例月会議及び本会議を再開する期間ごとに指名するものとする。

(規定の競合等)

第 14 条 この要綱に規定する事項が、議会運営に関する申し合わせ事項と競合し、または、矛盾する場合は、この要綱の規定による。

(説明員の逆質問)

第 15 条 本会議及び常任委員会、特別委員会に出席している説明員は、議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため、議長及び委員長の許可を得て逆質問することができる。

(議会だより)

第 16 条 議会だよりは、定例会会議ごとに編集・発行するものとする。(6月、9月、12月)

(所管事務調査)

第 17 条 常任委員会は、必要な手続きを経て、会期中いつでも所管事務調査を行うことができるものとする。ただし、審議期間中は、付託された議案等の審査を優先しなければならない。

(要綱の変更)

第 18 条 本要綱を変更しようとする場合は、事前に町長と議会が誠意をもって協議し、合意を得た上で行う。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年12月31日限り、その効力を失う。